第 号

年 月 日

様

蒲郡市長印

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

1 支給中止時期 年 月から

(年 月家賃相当分から)

2 支給中止の理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分(この処分について前記の審査請求をしたときは、 当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、蒲郡市を被告として提起することができます。なお、この処分があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。